○国土交通省令第三十六号

水防法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十一号）及び水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十九年政令第百五十八号）の施行に伴い、並びに水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十五条の三第六項及び第七項、第十五条の六第一項及び第三項、第十五条の七第一項並びに第十五条の八第一項及び第二項、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条の二第一項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十八条、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の八第一項並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百六条第三項の規定に基づき、水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（水防法施行規則の一部改正）

第一条　水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用） **第十七条**　第十三条及び第十五条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の三第七項」と読み替えるものとする。	（自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用） **第十七条**　第十三条及び第十五条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の三第二項」と読み替えるものとする。
（その状況が帯状の盛土構造物が存する土地に類する土地） **第十九条の二**　法第十五条の六第一項の国土交通省令で定める土地は、河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲の土地より高くなった帯状の土地（次条第一項第四号及び第十九条の四第一号ロにおいて「自然堤防」という。）とする。	（新設）
（浸水被害軽減地区の指定の公示） **第十九条の三**　法第十五条の六第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指定（同条第五項において準用する場合にあっては、指定の解除。以下この項において同じ。）の公示は、次に掲げる事項について、市町村、水防事務組合又は水害予防組合の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。 一　浸水被害軽減地区の指定をする旨 二　当該浸水被害軽減地区の名称及び指定番号 三　当該浸水被害軽減地区の位置 四　当該浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ	（新設）
2　前項第三号の浸水被害軽減地区の位置は、次に掲げるところにより明示するものとする。 一　市町村、大字、字、小字及び地番 二　平面図	（新設）
（浸水被害軽減地区の標識の設置の基準） **第十九条の四**　法第十五条の七第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる事項を明示したものであること。 イ　浸水被害軽減地区の名称及び指定番号 ロ　浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ ハ　浸水被害軽減地区の管理者及びその連絡先 ニ　標識の設置者及びその連絡先 二　浸水被害軽減地区の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。	（新設）